

○農林水産省告示第千三百十七号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表二の付表第五十六の規定に基づき、
トルコから發送されるグレープフルーツの生果実
に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定
め、公布の日から施行する。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣 山田 正彦

一 植物及び地域

グレープフルーツの生果実であつて、トルコ
で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
であること。

三 生産地における検査及び証明

(一) トルコ植物防疫機関により検査され、かつ、
その検査の結果、検疫有害動植物が付着して
いないことを認め、又は信ずる旨記載されて
いるトルコ植物防疫機関が発行した植物検疫
証明書が添付してあるものであること。

(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項
が特記されていること。

ア チチュウカイミバエに侵されていないも
のであること。

イ 五の消毒が行われたものであること。

四 封印

(一) トルコ内の低温処理施設（以下「低温処理
施設」という。）において消毒を行う場合に
あつては、生果実の各こん包又は束ねたこん
包にはトルコ植物防疫機関による封印がなさ
れていること。

(二) 海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下
「低温処理船舶」という。）において消毒を行
う場合にあつては、船舶の各船倉にはトルコ
植物防疫機関による封印がなされているこ
と。

(三) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ
（以下「低温処理コンテナ」という。）にお
いて消毒を行う場合にあつては、各低温処理
コンテナにはトルコ植物防疫機関による封
印がなされていること。

五 消毒

(一) 低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理
コンテナにおいて、生果実の中心部が摂氏
〇・三度になった後、引き続き十六日間、そ
の温度以下で消毒すること。

(二) 低温処理施設、低温処理船舶及び低温処理
コンテナは、あらかじめトルコ植物防疫機
関により(一)の消毒のために適切な施設及び設
備を有するものとして指定されたものである
こと。

六 植物防疫官による確認

(一) 三の(一)の検査及び五の消毒が的確に実施さ
れていることが植物防疫官により確認される
こと。

(二) (一)の植物防疫官による消毒が実施されてい
ることの確認は、トルコ植物防疫機関と共同
して、次により行うものとする。

ア 低温処理施設において消毒が行われる場
合にあつては、当該施設において五の消毒
が行われていることを確認すること。

イ 低温処理船舶又は低温処理コンテナに
おいて消毒が行われる場合にあつては、輸
出港においては五の消毒が開始されている
ことを、輸入港においては当該消毒が終了
していることをそれぞれ確認すること。

七 積み込み時の措置

低温処理施設において五により消毒された生
果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込む
ときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵
されることがないための措置がとられているこ
と。

八 表示

三の(一)の検査及び五の消毒が行われた生果実
の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検
疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨
の表示がなされていること。